

の改善、食肉の普及というようにことをはからねば畜産の振興にはならないという状況にあるところに持つてきて、この衛生取締り面を対象として、これのみを入れる、しかもほかの食料、たとえて言えば水産、私どもも考えればむしろ刺身や何ぞは牛肉よりも取締り面は大きいように思うのですが、こういうようなものを——ただ食肉をこの中に入れるというのはきわめて了解を得がたいのでございます。これをただ食肉のみをこの取締りに入れたということについては、何かそこに理由が、重大な理由があるんですか、その点お伺いいたします。

○衆議院議員(野澤清人君) ただいまの食肉の問題であります、これを衆議院の社会労働委員会に取り上げましたのは、もともと家畜類の屠殺ということがと畜場法がございまして、このと畜場法によって厚生省の方の所管事項になっておるのでございますから、今回の適正化の法律を出しました際に食肉業者から強い要請もありまして、そうした関係からこの法律に適用させることが適当ではないか、こういうことで、その理由としましては、第一に、業者の希望を入れたということ、それから第二には、過度の競争が行われた場合に密殺あるいは混肉等の状態が派生しては衛生上取り返しがつかない、こういう観点からでありまして、それから第三の問題点としましては、先ほど申し上げましたと畜場法の法律と厚生省との関係、これが第三の理由であります。それから第四の理由としましては、現在の食肉販売に對しましては、旧来と異なりましてかなり膨大な施設を販売に必要とするために

こうした処置をとったわけでありまして、この点に關しましては、衆議院の社会労働の小委員会におきましてもかなりいろいろな角度から検討されたんであります、結論として自民党、社会党ともにこの法律の適用者として選定するのに適当であらう、こういうことで入れたわけでありまして。

○重政廣徳君 御承知のように、この食肉の取引というものは、きわめて現在のあらゆるものの取引よりもいっしょに旧態依然たる封建的な取引をやっておるのであります。それがために、生産者及び消費者は非常な迷惑を來たしておる。これを改善するために政府は三億円の金を投じて、東京、大阪を初め七カ所にわたってこの改善を今やります。そこにもつてきて、こういう——しかもこの小売業者の肉に對して占める部分は、たとえて申しますれば、牛を百とするとその七十は、生産者並びに仲介業者というふうな部分が占める。そのあとの三十がいわゆる小売商が占める。その中の衛生に属するものは一割あるいは三割の範囲だと私は承知いたしております。その百のうちの一割か三割の部分でこの肉の全体の百を支配する、価格を決定して支配するということ、あるいは区域をその同業者組合で設定するというふうなことになります、これは生産者——七十を占める生産者にその影響が及ぶのはこれは火を見るよりも明らかだと私は思うのです。そういうことになる、提案者御出席になる前に私申し上げたのですが、日本の食糧問題の解決というので、これは畜産振興よりほかはないというので、国策として農林省は當々これに努めてきておる、また、

農林水産委員会としても重点を置いて議論して参つておるということになります、非常な影響を及ぼす、この点は御了解になると思うのですが、私が申し上げることが御了解いかぬかどうか、きわめて簡単にお願い申し上げます。

○衆議院議員(野澤清人君) 非常に大切な問題でありますので、経過だけを大体申し上げたいと思つて、実は今の御意見は衆議院でも十分検討されました。この場合に新しく生まれ出るであろうと想定された団体法との対立から見まして、どちらに適用した方が国策の線に沿えるかというふうな問題点も検討いたしました。その結果、ただいま先生のおっしゃられたように、畜産奨励という面から見た場合と、これらの利用者の、いわゆるカローリを摂取する人々の階層から考えた場合と、それを扱う業者の場合とを考えてみますという、どうしてもこの大もとである畜産関係ということも強くこれは考えなければならぬ、いかに、こういうことで、もし団体法にこれを適用範囲をもつていった場合に、はどういうことになるかと申しますと、団体法では団体交渉ができることになつております。従つて、団体交渉をする際に、どういふ結果が生まれてくるかと申しますと、小売価格が不当な競争を受けた場合に、結局最後に相手方となつて締め上げられるものが農民じゃないか、畜産関係者か、消費者、あるいは小売業者の団結によつて畜産の経済関係にまで相当の影響を來たすということでは、かえつて畜産奨励の趣旨に反するのじゃないか、この点、適正化の法律は団体交渉権という

ものを認めておりません。あくまでも自主的にこれを解決するようになつておりますので、畜産と消費と取扱い業者の三面から考えますという、取扱業者の中の卸問屋と小売商との関係だけで環営法なら解決つく、こういう面から両はさみになりますこの畜産の専業者、それから消費者との中間にあつて適正化の法律を運用したい、こういうことがねらいでありまして、結論としてこれを取り入れていくということにいたしましたわけでありまして。

○重政廣徳君 今食肉業者の要請によつたということと理由の第一番にあげられましたが、生産者は全部これは反対いたしております、生産者、消費者は。なお、るる申し上げましたように、ただ食肉の衛生に名をかりて、あるいは浴場業者とか、興行者とかいうような、生産者に、そういう多くの生産者に累を及ぼさぬものとおのずから私は性質が違ふと思つております。これもこの中に、水産業に非常に影響のある水雪と同じようにこの中にお入れになるといふことは、これはどうも見解の相違かも知れませんが、どうも私は納得いかないというのを申し上げまして、私の質問は終ります。

○秋山俊一郎君 私もただいま重政委員からお述べになりましたような同じ理由であります、この水雪を環営法の対象にしたという点について疑問を持つておるのです。と申しますのは、畜産と同じように、いわゆる日本の国民の蛋白質源となつておる水産物を、水産政策の面から見ても増産をせねばならぬ、また、この増産したものを日本国民のすみずみまで供給して国民保健の資にしなければならぬと

いう建前から、長い間製氷、冷蔵の施設をあるいは補助を出し、あるいはまた、低利の資金を供給して普及して來つたものであります。その際、この水雪販売を衛生の面からこういふような法律の規制をするという、しかも価格についてはカルテル行為をするというふうなことは、これはそのしわ寄せは結局魚にのつていくわけです。そこで、漁業者がさなきだに今経営に困つていふ魚価に影響してくるというふうなことは、どうしてもわれわれとしては納得がいかない。ことに衛生的の見地からと申します、先般農林水産委員会において質疑をいたしました際に、この対象になるものは食用に供する氷であるというお話でありました、皆さん御承知の通り、氷雪を販売しておる者が食用氷とそうして冷蔵用の氷とを分けて売つておるはずはあります。みな同じに売つておるはずは。また、厚生省当局のお話によりますと、冷蔵用の氷は空気を入れたいわゆるまあ未完成品のような氷を出す、そうして食用には完全に凍結した氷を出すという風に指導しておるとおっしゃいますけれども、実際はそういうものじゃありません。もちろん漁船に積んでいく氷の場合によつて多少いわず、町に出ておる氷にそういうものは出ておらぬはずであり、ほとんど出ておりません。また、そういうものは非常に解けやすくもあります、市販のものを買に行くのに、これは食用にしますからとか、あるいはこれは冷蔵用にしますからというふうな區別して買に行くのではありません。同じものを、できるだけ完全に凍つたもので

なければ非常に損をするわけです。従って、同じものを売っているのに、買に行くときにこれを区別して買っていくわけに参りませんので、こういうものを食用とあるいは冷蔵用とに分けて処置せねばならぬというような、そういうわずらわしいことはおそろくこれは運用上できるものじゃないと思ひます。そうすると冷蔵用の氷というものは、同じように規制を受けるということですが、まあわれわれが家庭においてアイス・ボックスに氷を入れるにしまして、入れておるやつを場合によつてはぶつかいて食用にすることがあるから、これは冷蔵用のものをみない食用だということになりますと、先ほど申しましたような水産物に対し、水産業者に対して、そのしわ寄せがくる、もし衛生上の見地からこれを何とか取り締る必要があるならば、食品衛生法において適当な改正を加えておやうになつた方がいんじゃないか、かように考えますが、この点いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(野澤清人君) ごもつともな御意見でございますが、実はこの点も相当誤解があると思ひます。食品衛生法施行令の中に「氷雪販売業」というものを、わざわざ二十項のうちの一つを取り上げてまして、それでこの氷の販売をします際に、ただいま先生のおっしゃられたように、空気を入れたものと入れないものとを区分するということは衛生上の見地からこれは指導してあります。従つて、これを的確に行わないということは、業者の方が不適正なこれは営業をやつてお

りますので、実際は区分していただかなければ、環境衛生方面あるいは公衆衛生の衛生的な管理保持ができないうことがこれは厚生省の建前としてそういう考え方を持つております。従つて、基本的なそういう考えを持つて営業を続けていかなければならぬものを先生の言ひに於ては、遠洋航海とかあるいは漁業等に出す場合に載せる氷は空気が入つてゐるものもある、市内では無色じゃないか、こういうお話もごもつとまだと存じますが、ただ取締り面としましては素質の悪い氷を無色で出すことは困りますけれども、当然泡の入つてゐるべき氷がいい氷として取締りされて、これは価格が不当に高くなければ、一応厚生方面からの取締りとしては妥当な行き方でありまして、これは懸念せざるを得ないと思ひます。ただし、それが混合して、混用されていくことがあります、はつきりしてないからというやうにおっしゃられることは現実の問題としてその通りであると思ひますが、これはやがて是正さるべきものでありまして、特に食用との冷凍用と同時に使われるものは、食用として規制することは、ちょうど工業用の場合でも同じであります、一部工業用に使われるが、営業にも使う、こういうことで、工業用水の水道等がよく問題になりますことは、工業用水が飲用に用いられるというやうな場合には、やはり工業用水そのものが規制を受けておつても、それが飲用に一部使われる場合には、保健衛生上これは取り締りを受けなければならぬ、これと同じやうに、工業用の製氷であつても一

部人体に使われる、あるいは衛生上これがその目的に使われるという場合に当然取締りを受けなければならぬ、それを野放しにするということは、それは保健衛生上マイナスになるのじゃないか、こういう見地から、工業用の製氷まで環境法で取り締らうというのでなしに、食用として利用されるもの、また、氷嚢等に使つて、特別衛生上の見地から使用されるものだけを今度の対象業種としたわけでありまして、この点についてはぜひ一つ御了解を願ひまして、食肉の場合と同じやうに、決して工業用のものまで侵襲して幅を大きくしようというのじゃありません。できるだけ小さくしまして、衛生上の目的に完璧を期したい、こういう目的でございますので、どうぞ御了解を願ひたいと存じます。

○秋山俊一郎君 今のお話は、やはり繰り返すやうになりますけれども、もし衛生上の立場からこれを取り締らなければならぬということになれば、私は取締りの方法は他に食品衛生取締法等においてできるのではないかと、その価格まで決定してやるということに私も非常に不満があるわけです。それでいろいろまあ議論をしても始まりませんけれども、結局今お話のやうな食用と非食用の区別は、おそらくこれはできません。もともと氷雪販売業者は大部分というより、ほとんど百パーセント販売人であります。メーカーじゃございませぬ。メーカーから、製氷工場から氷を買つてきて売るのでありますから、自分が思うやうにどういう水を賣つて指定して買つには買ひましようけれども、これはおそらく買つたときには皆無色の氷を希望して買つておるに違ひありません。その氷が食用にもなれば冷蔵用にもなつておることとはだれでもわかつております。それを区別してやろうというところに非常に無理がある。そこに弊害が生じてくる。結局は水産改善として今打ち出しておる面にも非常な響きが来るのであります。私どもこれは環境法の対象にしまして、いかなければならぬという理由がどうしても納得できない。これも衛生上の見地からいくなれば、衛生取締り方でおやりになる方が、ほかの食料にもそれがたくさんありますので、その方面からやつた方がいいのじゃないか。これは氷雪とは関係ありませんけれども、食品については、食肉にいたしましても、もしそういう衛生上の見地からいくなれば、生肉でなく加工肉において、さらに私は考えにやならぬ面があるのじゃないか、それをはずして置いて、食肉だけやるといふことについても私は不審がある、衛生的な見地と云ふことからいふ遠のいておるはせぬかと私は思ふ。こういう点についてわれわれとしては、この中にはあるというところはありますが、御説明ではありますけれども、納得がいかない、そこでこれを分けて扱ふということにどういう方法で分けてお扱いになるか。

○衆議院議員(野澤清人君) なる御意見があらましたので、決して議論しようという建前で申し上げるわけじゃありません。ただこの氷雪の場合も、実は今のやうな御意見も、委員会でも何べんも話し合ひをいたしました。その結果、どういふ結論になつたかと言ひますと、環境法というものは、あくまでも環境衛生の建前を堅持しつつ、その業者の経済活動というものを保護育成しようという法律である。従つて、それを販売する業者という者は、扱ひます業者という者は、たとへば真夏を売るやうな方が自然に競争が激しくなつて、だんだん値をくずすというやうな場合に立ち至りましたときに、やはり食肉と同じやうに、これが結果において団体交渉等します場合に、どこに結論がいくか。結局は製氷業者にしわ寄せされるのではないかと。製氷業者にしわ寄せされて団体交渉等が行われ、不当の要求が実現した場合、緩衝地帯がない、こういうことから、むしろ衛生上使われる氷だけは環境法の適用者にする方がよい。そのために工業用の製氷までが被害をこうむるというやうなことになるは大へんだから、むしろこれは衛生上のものをだけを環境法の適用者にする、そしてその業態というものを保護育成しようじゃないか、そうされませぬと、ほかの業者と違ひまして、同じ物品販売でありながら、氷雪だけはロスが大きい、ロスというものは形がなくなつてしまひます。こういう関係でかなりやかましく、保健所等から搬出、貯蔵等についてやかましく言ひましても、なかなか業者者はこれを守らない。理由は零細企業であります。零細企業という上に、商品が実際に解けてしまふのですからなかなか取締りについても言うことが聞けぬ、こういう面でも業者の方の切実な要請があつたために、食肉と同じやうなケースとしてこれは取り入れました。その間牛乳に關しては全国からかなり前から要請がありましたが、これはわれわれが取り扱ふべきでないというので、これはお断りしまし

た。そうして食肉と氷雪だけを衛生面から取り入れたわけでありますので、いろいろ御見解の差、着眼点の差はあると思いますが、どうか中小企業というものを育成していかも生産者も、配給者も、消費者も、御迷惑のからぬように保護育成しようという大目的で国会がこれだけの法律を作ったのでありますから、まげて一つ御了解願えたら大へんけっこうだと思ひます。

○青山正一君 提案者、それから厚生省当局、それから農林省当局、つまり農林大臣とか、畜産局長、水産庁次長もおりますが、そのお方たちにお聞きしたいと思ひますが、この法案について、事前に農林当局と十分に打ち合せをしたかどうか。それから農林当局なり、たとえば水産庁の方面、あるいは畜産局の方面、そういった方面がいろいろ納得済みでこの法案を了解したかどうか。また、提案者にお伺ひしたいことは、この法案を農林当局に十分に打ち合せしたかどうか、その点について、まず第一にお伺ひしたいと思ひます。というのは、水産庁設置法の中に、「水産庁の所掌事務及び権限」とありますが、これは畜産局も同様であります。その第二条に、「水産庁の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律に従つてなされなければならない。」

こういふふうな設置法には法律化されておるのであります。その第八号に、「水の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。」、こういふふうにはつきりとうたつておるのであります。こういう点をよく御承知のもとに提案者はやったかどうか。それから農林当局なり、あ

るいは通産当局にお伺ひしたいことは、そういう話を十分に打ち合せしたかどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) 今の水産関係の第二条の関係については、少くも私自身は承知いたしておりました。ただし、自民党としておりました。覚悟をきめます際には、三回も政策審議会で話し合ひをしまして、当然これには各委員会の代表も入つておられるのですから、御承知の上のことだと思ひます。農林当局の方に私どもとしては折衝はいたしておりました。それから社会党の方と共同提案になります。社会党の方としまして、それぞ

れの手続をとりまして、共同提案になったわけでございますから、その間の党内事情は後ほど社会党の代表の方も見えますから、お尋ねを願ひたいと思ひますが、私の方としては、党の正式機関から持ち込んだわけでありまして、共同提案になります。際にもお話を申し上げ、結局、正式な農林当局に対する折衝はいたしておらないことは事実でございます。

○國務大臣(井出一太郎君) ただいまの御質問の中で私に關しまする部分をお答え申し上げます。畜産局あるいは水産庁も来ておりますので、事務的な部分は、その方から答へさせていただきます。本法が議員立法でございますので、予算を伴うという関係から、当然閣議にかつていただくのが建前だと思ひます。昨年の五月に本法——まあ旧法と言つてもいいでしょう、これが提案せられましたときには、昨年五月の二十九日の閣議で決定を見ておるようござい

ます。今回御提案のものが旧法に比べてまして相当に変更があるように思ひますのでございまして、当然これはあらためて閣議の方へもお諮りをいたさなければならぬと思ひます。この関係は、関係の筋合であらうと、こう思ひます。ござい

ます。今回御提案のものが旧法に比べてまして相当に変更があるように思ひますのでございまして、当然これはあらためて閣議の方へもお諮りをいたさなければならぬと思ひます。この関係は、関係の筋合であらうと、こう思ひます。ござい

ます。今回御提案のものが旧法に比べてまして相当に変更があるように思ひますのでございまして、当然これはあらためて閣議の方へもお諮りをいたさなければならぬと思ひます。この関係は、関係の筋合であらうと、こう思ひます。ござい

ます。今回御提案のものが旧法に比べてまして相当に変更があるように思ひますのでございまして、当然これはあらためて閣議の方へもお諮りをいたさなければならぬと思ひます。この関係は、関係の筋合であらうと、こう思ひます。ござい

ます。今回御提案のものが旧法に比べてまして相当に変更があるように思ひますのでございまして、当然これはあらためて閣議の方へもお諮りをいたさなければならぬと思ひます。この関係は、関係の筋合であらうと、こう思ひます。ござい

いこうと、こういうこの法案の趣旨には、全然納得することはできません。○山下雅信君 ただいま井出農林大臣は、この法案の閣議決定をいつしたとおっしゃったのですか、重ねて御答弁を願ひたい。それから、この法案について、水産庁関係者も、畜産局関係者も、納得がいかないというところを言つておるが、衆議院の議決の際に、内閣の意見を表明して、この法案に対しては異議がないということを表明しておるじゃないか。衆議院の審議の際に、内閣はこの法案に異議がないという

ことを言つて、参議院の審議の際に異議があるとは何だ。明白にしてみたら、事のよしあしは別としてです。政府のこの法案に対する態度が、衆議院における態度と参議院における態度と二途に出るとは、どういふことか。それから今、井出農林大臣は、内閣は閣議で決定云々というのを言う。議員提案の法案に何の閣議の關係がある。しかして、閣議の決定というのは、何の決定をしたのか。閣議の決定の日時とこの法案の提案の日時とが非常に差がある。この法案の前の法案は、昨年の五月二十一日に提案されておる。あなたのおっしゃった閣議の決定とはいつのことか、重ねて御答弁をいただきたい。

○國務大臣(井出一太郎君) 私の申し上げましたのは、議員提案に對しまして予算を伴うという場合、閣議の方でそれに対する意見を付するということに相なつておるわけでございます。国会法第五十七條のようであります。そこで昨年のこの法案が五月の二十九日に閣議の意見を求められまして、それ

に対する了承がついておるといふことは、まあ前の内閣のことでございます。からそういうふうな承知をいたしておるわけでございます。そこで、今回の法案が昨年のものそのまゝではない、相当各所改まつておるといふ点から申しますならば、あらためて閣議の方

に對する了承がついておるといふことは、まあ前の内閣のことでございます。からそういうふうな承知をいたしておるわけでございます。そこで、今回の法案が昨年のものそのまゝではない、相当各所改まつておるといふ点から申しますならば、あらためて閣議の方

に對する了承がついておるといふことは、まあ前の内閣のことでございます。からそういうふうな承知をいたしておるわけでございます。そこで、今回の法案が昨年のものそのまゝではない、相当各所改まつておるといふ点から申しますならば、あらためて閣議の方

に對する了承がついておるといふことは、まあ前の内閣のことでございます。からそういうふうな承知をいたしておるわけでございます。そこで、今回の法案が昨年のものそのまゝではない、相当各所改まつておるといふ点から申しますならば、あらためて閣議の方

に對する了承がついておるといふことは、まあ前の内閣のことでございます。からそういうふうな承知をいたしておるわけでございます。そこで、今回の法案が昨年のものそのまゝではない、相当各所改まつておるといふ点から申しますならば、あらためて閣議の方

とは私は当然ぬと思う。そこで、これは農林大臣に伺いたいのでありすが、なぜ衆議院において、あるいは参議院において、政府としての意見、農林省としての意見が違ふのであるか、今山下委員からその点についての質疑がありましたが、その点についての答弁がないから、その点をもっと明確に私は承わりたい。

○農務大臣(井出一太郎君) 先ほども申し上げましたように、時間的な関係もございまして、農林省としての意見を申し上げる機会がなかったわけでございます。

○田中啓一君 関連して。私は衆議院に出て政府の意見を述べられた政府委員の出席を求めたいと思います。(異議なし「賛成」と呼ぶ者あり)おられますか。

○委員長(千葉信吾) おります。

○田中啓一君 それではその政府委員にお伺いいたします。衆議院では政府を代表していかなる御意見を述べたになりましたか。これは山下委員からは、何も政府の意見も閣議も問題はないというお話がございましたが、予算を伴う法律につきましては、委員会は政府の意見を述べる機会を与えなければならぬ、その政府が意見を述べるには閣議を経て述べる、こういうことになっておりますから、私は当然出席をしてそういう意見を述べられたものと察するのでありますが、いかなる意見をお述べになりましたか、まずそれをお伺いしたい。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。本法案が衆議院の社労の委員会におきまして決定をいたしましたときに、政府委員としての意見を求められ

れましたので、その際には、この法案は衆議院で前国会より参つたものが今度改めて出されておる。そこでこの法案については、すでに閣議でも了承をされておつたことであるから、本法案が成立した上は本法の趣旨に基いて運営をしていく、こういうことを実は答弁しておるのであります。

○田中啓一君 今の御答弁を承わりますと、賛成の意見を述べられた、こう拜聴するのでありますが、さうでございますか。

○政府委員(中垣國男君) さうでございます。

○田中啓一君 衆議院で参つたように、御発言になりましたが、それは私は衆議院で参つたのか、それを修正をされたものか、あるいは閣議になったものを新たに提出したのか、それはよく存じませんが、いずれにしても、前の法案と今度の法案とは、重大なる内容に差がある。一番問題になるところの適用営業のところに、前回の法律は食品衛生法第二十条に規定する営業のうち政令で定めるものとする。この中には飲食店もあれば喫茶店もある。魚屋も肉屋も水屋もあるというわけでありまして、このうちから閣議で適当とするものを選び、なる、こういうことであつたらうと私は思うのであります。そういう内容のものであります。今回は食品衛生法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び水産販売業、はつきりと法律の条文にうたつてあるわけですから、この法律にこれらの業種を入れるか入れないかというところは、私は重大問題であらうと思ひます。また、先ほどから提案者の御意見

を聞いておりましたも、ずいぶん御議論のあつたところだと思ひます。にもかかわらず、一体政府委員はいかなる根拠で賛成の意見を述べられたのか、根拠を伺いたい。

○政府委員(中垣國男君) ただいま御指摘の通りに、前国会におきまして審議された場合には、前国会の法案に基きまして実は閣議の了承を得ておるのであります。その当時の内容につきましては一番問題になっております点は、なるほど食品関係につきましてはその業種目を定める場合に政令で定めるということになっておつたやうであります。その当時は、この法案については農林省も了解をしておられたと思うのです。ただし、今度の食肉とかあるいは水の関係につきましては、これは特に政府がこれに介入をしていないと思ひます。ただし、これは議員提案でございまして、そういう議員提案の趣旨を尊重いたしましてこれに賛成を表したのであります。

○田中啓一君 重ねてお伺いいたしますが、一体厚生行政官は、その場合に賛成だの不賛成だのということに言ひ得る権限がございまして、何らの内部手続もしていないものを、衆議院に行つて、賛成とか不賛成とか述べられた、権限のないことをやつて、それをもとにして審議をしてお通しになつたら、一体この法律はどうなりますか。はつきりと責任を明らかにしておきたい。(大問題だ、これは)と呼ぶ者あり。

○政府委員(中垣國男君) この問題につきましては、予算関係等につきましても大蔵省とも相談をしてみたいのでございますが、議員提案でございまして、

で、事務的な解釈に立ちましてこれの賛成の意見を述べた次第であります。

○田中啓一君 事務的な解釈……何の解釈でありますか、さっぱりわからぬ。政府が委員会に出て、政府の態度として、賛成か不賛成かを述べること、これは重大なる私は国会法上の問題だと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり。

一体国会の審議権を何と見ておられるのか。また、国会の審議権に対する政府の参与権というものをどう考へておられるか。はなはだ私は今の御答弁は納得ができません。どうかはつきりこの際、そのやうなわけのわからぬ御答弁では納得できないのでありますから、はつきりして下さい。(厚生大臣を呼べ)と呼ぶ者あり。

○委員長(千葉信吾) ただいま連絡中でございます。

○政府委員(中垣國男君) 先ほど御答弁申し上げました通りに、本法案につきましましては、大体千七百万円ほど計上されておるのであります。別に予算が變らないといふことで、委員会が本案をば可決なさつた直後におきまして、私が賛成の意見を述べたのであります。

○河野三三君 農林大臣は先ほど、衆議院を通過した後において聞いたと……。

○農務大臣(井出一太郎君) そうで

す。○河野三三君 もちろん閣議の議に供する。で、その後閣議はどうなつたのですか。その後、依然として閣議の議には供されなかつたのですか。通過したといふことを知つた以上は、その後において閣議の議に私は供されておると思ひますが、その閣議の議に供さ

れて、閣議がどうなつたか、これをまず私はお聞きしたい。

○農務大臣(井出一太郎君) もともと議員提案という建前でございまして、閣議においては、事後にこの問題を取り上げてはおりません。まあ厚生大臣とは私としても話し合ひをいたして、何とかこれを善後処理を考へなければいかぬのではなからうかという話はいましておりましたが、その後閣議にはこれは正式な議題としては上げておりません。

○河野三三君 法案の審議は議員——われわれの責任においてやるのですけれども、しかし、その場合に、所管の厚生大臣と農林大臣が今せっかく御相談中だといふことは、まだ結論が出ないといふことなんでしょう。必ずしも一直線に議員提案のこれに政府としては賛成しかねるという内容を内容としてあるんじゃないですか。それとも、厚生大臣と農林大臣と御相談の結果、けっこうだといふことになつたのですか。

○農務大臣(井出一太郎君) まだ話は最終的に詰まつておらないのであります。対立したままとなつております。

○河野三三君 次に提案者に伺ひますが、提案者は、この法案の議員提出に當つて、所管の農林省なり、特にまあ厚生省もさうでしょうが、農林省に相談してはなかつたか、どうなんですか。これは手続上は別として、従来の慣例から言つてこういう慣例はないのです。それは御承知だと思ひます。慣例のみならず、そういうことで法の運用がうまくいくと思ひますか。やはり相談しておいた方がよかつたか、こういうことですか。その点を正直に言つ

て下さい。

○衆議院議員(野澤清人君) 正直に申し上げます。こういう結果になってみれば、御相談した方がよかつたかと思ひます。ただし、法の建則からは、屠殺行為をします際に、と場法によりまして、牛、馬あるいは羊等を殺します際には検査をすることが厚生省の役目になっております。従つて、殺す行為から以後、枝肉になつてから以後のこととは、厚生省が衛生を管理して差しつかえないという見解で出されたしております。今日になつてかような問題が起きますという、事前に相談すべきだという感じがいたしました。それからもう一つは、今度の農林大臣の発言が奇つ怪しくだと思つたのであります。が、実は三回、政策審議会でも総務会でもこれは話し合つております。その際に、衆議院の農林部会から意見が出たけれどもという話で、私も政調会長のもとに立ち会ひまして話し合ひをいたしました。その結果、共同提案になりました。前に、農林部会の方でも了承したから差しつかえないという確言を得て、われわれの方では共同提案をいたしましたわけでございます。衆議院における手続上については何ら間違つたつもりはないわけでございますから、御了承を願ひます。

○河野三三君 農林大臣と提案者の間のことは、党内であつたのでやることで私は関係がない。そこで、提案者に伺ひますが、行政に相談なくしてやれる——やれますよ。しかし、やれるけれども、うまくいかぬかというところが問題だ。およそ価格の決定というものは、まずその品物の、たとえばこの場合、肉で申すならば、肉の生産費

というものが安定してゐるその上に初めて販売価格の安定というのがあるのです。一体、肉の生産費というものは、あなたは御存じだと思ひ、過去一年なり、二年なり、三年の肉の生産費の相場の高低というものを調べてもらふに、なつたことがありませんか。常に牛の値段は高値常ならず、牛を飼つてこののえさの値段は高値常ならず、生産費というのは非常に高値常であるのです。その場合に、その生産費はさておいて、販売価格だけを肉屋の店頭で協定するといふことはどういふ根拠で協定するのですか。どこをコストと押えて協定するのですか。結局相場の一番高いところを生産費と押えて、その上に販売のマージンを加えるより手がない。私はそれより手がないと思ひます。農林省が賛意を表したというのは、生産を担当してゐる農林省において、牛の値段、えさの値段、その他畜産におけるところのもろもろの生産費というものは、常に安定してゐないという現状におきまして、これだけでも私は賛成できないと思ひます。そういうことをもし行政から聞かれば、すぐ提案者はその点疑問が起つてくるはずで、従つて、この法案を通して、運用がうまくいかぬ——うまくいって喜ぶのは肉屋だけですよ。肉屋のためにこれは作つたのではないと思ひます。そういう点でいまだ行政と連絡を、何らの運用上の点について協議もしないで提案されたことは絶対に正しかつた、こういうふうな確信をお持ちになつておられますか。

○衆議院議員(野澤清人君) 先ほども申し上げましたように、率直に申し上げておりますが、あくまでも価格の点においてこれを規制する経済立法としてこれを通していくという考え方で立案したのでないのですから、その立案の経過だけは御了承願ひたい。つまり今度の環境適正化の法律を立案いたしました際には、免許を受けた、しかも施設の要があり、七業種とも全部施設というものが、厚生行政からワグにはめられた業態だけを拾つておるわけでありまして、従つて、環境衛生の建前から公衆衛生に障害を及ぼさないやうなことを目的として、その手段としてはそういう施設を改善する経済行為にまで、多少でも中小企業者を育成するといふ方向にしようと思ひます。か。こういうことでやつたわけでありまして、全く御指摘になりました枝肉までに至る生産者価格が影響するといふことも、実際にわれわれとしてもう少し十分検討すればよかつたのであります。これは率直に申し上げて、御相談すべきものを御相談しなかつたといふことを率直にこれは釈明を申し上げておるわけでありまして、御了承を願ひたいと思ひます。

○河野三三君 そうしますと、提案者は相談した方がよかつた、また、この法案が通つた際にも、運用上非常なめんどろな問題が起るといふことをお認めになるわけですね、そうですか。

○衆議院議員(野澤清人君) これは結果論でありますので、私としては、一存で、必ず起るものと断定はできないと思ひます。ただし、起せば起る可能性があると申すのであります。従つて、たとえば団体法とこの適正化の法律との審議の過程において、通産省とはお互ひに話し合ひをしまして、その結果、次官同士が覚書まで取りかわしている状況であります。従つて、厚生大臣の所管事項として、完全にこれを厚生省の方にまかせる、こういうことで覚書もとりつけておるのでありますから、これらについては、なるべくそうした摩擦の起きないように善処すべきが妥当だと思ひますが、結果論として、すぐそれを言明せよと言われたいかと思ひますので、まげて御了承願ひたいと存じます。

○河野三三君 私は、政治問題として取り上げてゐるのじゃないのです。経済問題として、今、肉の例をとりまして、肉の生産費が非常にフラクチュエーションが激しい、これはお認めになるでしょう。その上に立つて肉の販売価格を協定するといふことはできないじゃないやありませんか。もししてやるとすれば、肉屋本位の協定をするだけであつて、下は消費者、上は生産者に向つて、この消費者と生産者と販売業者、三者一体の利害を考へての協定なんです、これはできませんよ。経済問題です、これは。こんなことは小学校の一年生だつてわかる。それを同僚といふんです。そこにこの提案者の錯覚があると私は思ふ。そうじゃないですか。もしそうでないとおっしゃるなら、農林省に私は伺ひたい。一体今後子牛の値段なり、成牛の値段なり、えさの値段なり、畜産全体の生産費についで安定策があるかないか。安定策をやつておられます。しかし、安定策をやつても、今のところ効果がないのですよ。これからそれが農林大臣の苦心

のあるところなんです。特に畜産に非常に御熱心な農林大臣の苦心のあるところなんです。安定しようという過程にある。まだ安定してないのです。この経済問題について、提案者も私の考え方とそんなに違つていない。これをもう一つ正直に御答弁願ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) だんだんのお説であります。私が最初から申し上げました通り、私も最初から申して、これは団体法のように、あくまでも経済立法として、一方的な価格の調整をはかる、業者の統制をはかるという目的で出されたわけじゃないやありません。従つて、食肉に關しましての考え方は、屠殺後枝肉になりまして、市場に商品化された場合に、私も最初から不当な競争を避けてもらひたい。そして一般の食肉に供します際に、衛生上の心配の念を取り除きたい、これだけを目標にしてやりましたので、それ以前、食肉に至りますまでの経済行為というものは、もちろんこれは国の法律なり、あるいは農林行政なりによつて育成さるべきであります。今度の法律というものは、中小企業者の施設というものが、なかなか思う通りにならないから、経済活動についてある程度めんどろも見えてやりたいと、こういう気持ちから出されたもので、決して農林省の方の仕事を厚生省が奪うといふような考え方を、あるいはそれまでくばしを入れようという考え方ではない、少くともと場法によりまして屠殺する際の検査というものは、あるいは検査というものは、それから枝肉になりましてから後、商品化されていったものについての商行為等については、一つの商品としてこれは

取り扱うべき筋のものじゃないかというように信じて、これはやっちゃしまつたわけなんですよ。ですから、そのときの気持はどうだと言われれば、正直に申し上げてそういう気持で、私たちは決してしかられるつもりでやったのじゃない、一生懸命これは、まあ、苦心慘たんしてこままできまして、ですから、どうかその点のところの事情をお含み願いたい。

○委員長(千葉信君) 農林大臣の答弁はいいんですか。

○河野三三 農林大臣にも御答弁願いますが、その前にちょっと提案者に誤解があるようですから……、こういう社労の委員と農林の委員が向い合っているが、われわれは農林省の応援団じゃないですよ。そんなけちくさいことを考えておりません。よく農林省とか厚生省とおっしゃいますけれども、それはもしそういうようなことだったら非常に誤解でありますから、われわれ迷惑します。

それから農林大臣なり、また畜産局長に伺いますが、先ほどから私がお尋ねしているように、一体肉の価格の安定策、それから畜産農家の生産費の安定策、こういうものについて今後たとえば一カ年を通じて値段は一定のものでなくとも、生産費というものは上下二%なり、三%の範囲内でおさめるといふ何か自信がありますか。それがなければ、この問題は問題にならぬですよ、それについて御自信のほどを伺いたい。

○國務大臣(井出 一太郎君) 先ほど河野委員も御指摘になられたように、食肉というものは、その市場において相対的に価格のフラクチュエーションがあるわけでありまして、これをなるべく幅を狭く安定したいという意図を持っておるのではありませんが、それがために、たとえば冷蔵施設を増強するとか、あるいは市場を特に増設をいたしまして、流通機構を整備する、こういうふうな施策はいたしておるのでございまして、けれども、なかなかこの業界においては古いしきたり等もございまして、今これをぐくむかな幅の中にとどめるといふのは、まだよほどの努力をしなければならぬ、このように考えておるわけでありまして。

○田中一 提案者に伺いますが、私も決してえらい非難を申そうとするのじゃございせんが、先ほど提案者は、相場法をしきりに引っぱられまゝ。なるほど相場法を見ますと、これは屠畜場を作ろうとするやつが厚生大臣なり、その権限の委任を受けている果知事の認可を、許可を受けなければならぬ、こう書いてあるようですよ。そしてその目的も公衆衛生のためにとちゃんと書いてある。そこにどうも私はちょっと誤解があることになるのじゃないかと思ふ。元來経済制度からいへば、屠畜も自由なんです。屠畜業というのは自由営業です。だけれども衛生取締りの見地からやむと自由と作られちゃ困るので、その取締りをしなければならぬから厚生大臣の許可を受けると書いてあるわけですよ。本来自由な営業がそういう面から厚生大臣の規制を受ける、こういうことなんです。

そこでたゞいまお話しになりました中小企業団体法との関係であります。これはあります。屠畜業以下ですね、食肉の小売まで、それはあの団体の所管は農林大臣になることは明らかなんです。そうしてまた、中小企業法というものが中小企業という立場から、いかなる中小企業に対してもまた総合的な所管を持っておる。でありますから、今度の環境衛生の法律というのは、明らかに団体法、組織法であります。そして、そうして提案者もみずからそういった意味のことをおっしゃっておるわけなんです。でありますから、それが公衆衛生の見地から価格のカルテルをやると、こういうことなんです。この団体が、ところが、できた価格というものは、今河野委員から話がありまして、あいつた生産から消費に至る流通経済の一連から出てくる価格と、それから今の厚生省の認可される肉の価格というものは価格に二つはないのでございまして、どの段階でも、小売よりも卸よりも、でありますから大へん私は妙なことになるであらう、こう思ふんですよ。価格というのはこれは公衆衛生の立場からきた価格と、一般経済の流通からきた価格、こういう二本建てになるものなら大へん簡単でありますけれども、それはいけません。でありますから、これはどうも私もいかにして畜産製品を多く作って、そうしてなるべく生産費を減らして、途中で流通経費を減らして、消費者にうんと食ってもらおう、それが日本国民の大いに向上になるであらう、こういうことで一生懸命やっておる方は上つたりしてしまわれて、

そうして衛生の見地から価格を作らずのだ、これでは私も農林委員会はおさまりようがない、衆議院に出てくるまでにあちこちの党内の事情のことはこの際申し上げません、それは。そういうことでございまして、どうか一つ提案者の方もその辺のところはよくお考え願いたい、こう思ふのでございしますが、御感想がございましたらお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(野澤清人君) だんだんのお小言で恐縮でございますが、私も不敏にしてオールマイティじゃございませんから、その御趣意については十分衆議院の委員諸君にお伝え申し上げておきます。同時にまた、商品化されたものの流通形態についての建値あるいは価格の設定、これは私も民間にある場合には商人でありまして、よく承知しております。従って、農産物の価格が生産者価格によつて最終まである程度流れのあることも承知いたしております。ただし統制機構じゃございせん。少くも今度の法律で枝肉から先の小売価格まで厚生省で統制しようというふうな大それた考えは毛頭持っておりません。しかもこの法律というものは、あくまでも自主的な法律でありまして、役所が官憲の力によつてこれを統制する、建値をきめるといふような行き過ぎたやり方はいたしておりません。あくまでも生産者、配給者、消費者の三位一体の公正な価格を維持しよう、しかもその価格の維持ということが不当な競争のために害されて、公衆衛生に影響を及ぼしたら困るから、施設その他で規制しようというのとであります。そういう点に關しましては、たとえば綿の生産者は農民の手

だ、しかし、脱脂綿になった場合には衛生材料としてこれは衛生材料の取扱業者が販売価格をきめておる実情もございまして、これはいろいろ業種業種によつては商品の扱い方というものに面を二つ集めて交錯する部分があると思ひます。まづ一つ先生方の御良識に従つて、どういふ結果でもよろしうございましてから(笑聲)、せっかく衆議院でこれだけのいい法律を、ほめられる法律を作つたつもりでこまできまして、どさんとたたかたのでは私も立つ瀬がございません(笑聲)。どうかよろしく御了解願います。

○清澤俊英君 大体いいところが出ておりますからめんどろなことは言いませんけれども、提案理由でいろいろ問題を引き起している、こういうわけですよ。これはいろいろ問題とは大体どういふ問題が現実には起きているのか。

その次には、過度の競争について、過度の競争が起きて非常に弊害を起している、どれくらい過度の競争が起きているか、具体的なものを一つお聞かせ願いたい。

○衆議院議員(野澤清人君) 昨日も社会労働委員会でも過度の競争の解釈がありました。過度の競争とはどういふことだということ、これは衆議院でもその定義を一応考えようじゃないかというところであります。が、定義をいたさないうちに法案がこちらへ参つてしまひました。(おかしきよ)と呼ぶ者あり、笑聲)この過度の競争ということは、あくまでも常識的にわれわれとしては考えようじゃないか、こういうことで、たとえば原価百円のものが二割の利益で百二十円に売られ

るといふことが社会常識だと仮定いたしました際に、その流通量にもよりまし、単一業態と複雑な商品を持ったものとの差はありますが、百円の原価を割ってまで商売をする、しかもその経済効果が業者自体の潰滅を来たす、経済行為を破壊に導くというような競争の状態までいった場合には、これは過度の競争となり得るのではないかと。ただし、その過度の競争の境界としては、複雑な多品種を扱う業者と単品業者によっておのずから解が違ひます。商法の常道で、百円で仕入れて、二百円を百二十円で売っておつても、二百円で仕入れたものを二百五十円で売るものもあるといひます。それなり五分という利益をあげていふこととあれば、過度になるというところがあるかといふことはそのときでなければ解はつかぬと思ひますが、一応そういうふうな解をとおつておきます。同時に今度は料金という面になつてきますといふと、原価計算の線はどこで引くかといふこともこれの一つのいき方でありまして、たとえば床屋さんなりあるいはパーマ屋さんの料金といふものが百円が妥当なのか、百二十円が妥当なのか、そういうことは役所がきめてワケをはめて、これは過度の競争である、これは過度でないという判定をすることは行き過ぎであるから、従つて、環境衛生の適正化の審議会といふものを設けて、そして一応のラインを引くこととまでそこで協議をしてもらふ、そして都道府県知事の承認も得て、そしてたとも今後業者と自主的に話し合ひをしていこう、こういうことであります。

で、説明が足りないかもしれませんが、あくまでも衆議院の方として、常識的な見解で過度の競争を判定しよう、こういう考えでございます。
○清澤俊英君 私はいくつかのものを開いてのじゃないのです。提案の説明によりまして、いろいろな問題を引き起していることが過度の競争によつた結果であると、こゝにいわれますから、現在その過度の競争はどんな工合に具体的にあるのか、いろいろな問題といふのはどういふ問題が起きているのか、こゝにいふことなんです。
○衆議院議員(野澤清人君) 詳細のことを私も不敏にして存じておりませんが、たとえばこの七業種の中の一つの……
○清澤俊英君 私は大体農林委員ですから、食肉小売等をやつてもらひたいのです。床屋やそんなことはあまり知りません。(笑聲)
○衆議院議員(野澤清人君) 食肉関係では、私も開いた範囲では、たとえば肉の競争が激しくなつた場合に、密殺した肉をまざる業者があるような話も聞いております。詳しいことは専門家でありませんからわかりませんが、かえつてこの点は先生方に教えていただいた方がよろしいと思ひます。
○政府委員(楠本正康君) 私あえて専門家でございせんが、お答えを申し上げます。

食肉関係の過度競争は他の業種に比べてまして必ずしも激烈とは考えられな状況でございますが、現在しばしば問題を起しますのは密殺肉の問題でございますが、これは戦後今までかなり密殺の数は減つて参つております。これは同時に取締りの強化等も手伝つておりますけれども、幸いに逐次密殺は減少しておりますが、しかしなおかつ、これは密殺でございまして、その数の計算は困難でございますが、かなりの数量が出回りがちでございます。しばしばこれによつて問題を起しておりますが、これらの基本的な点を考へてみますと、やはりこの価格の点に何とか安くサービスをしたいというやうな趣旨が強く現れての結果でございます。あるいはまた、これはしばしば新聞等でも問題になつておるわけでございますが、最近もその事例がございまして、羊頭を掲げて肉を売る程度のものがございます。私も正規の価格からすれば、とても売れないといふものを売つておる。そういうところを私どもはあえて監視をする場合には値段を割つて売つておるやうなところを調べてみますと、しばしばさうなことが引つかつて参ります。つまり羊頭を掲げて肉を売るたぐいでございまして。中にははなはだしい場合には、大の肉等も使われておるのには現実にわれわれもこれを存じております。また、これらのやうな過当競争の結果、その証拠には値段が非常に安いといふところを私どもは重点的に調査をいたしておる次第でございます。また一方氷につきましては、これは冬は大して問題ございませんが、夏になりまして、冷凍用の氷と食用等の氷を特に厳格にいたす必要がございます。食用の氷はいろいろ危険も伴ひますし、従来もかなりしばしば事故を起してございまして、私もその規格、基準を定めまして、これを十分に取り締つておるつもりでございます。しかも夏場等に氷の消費等が盛んにな

りますと、場合によると、えて冷凍用の氷が、何の規制も受けない、野放しの氷が食用として回つてくるのがございまして。また、これらきわめて安い氷を使用して、どうもあれだけの価格ではとてもできまいと思ふやうなところをやはり私どもとしては重点的に監視をいたしますと、場合によりまして、危険なる話ではございますが、冷凍用の野放しの氷が食用となつて形を変えていくこともあるわけでございます。これはやはり私どもの見方からすれば、一種の過当の競争だと、かやうに考える次第でございます。
○清澤俊英君 ただいまの御説明によりまして、密殺がやられておるのは、大体統制時代に生産者の方がむしろ多いでしよう。大体密殺でもうけようという考え方を持ったから密殺が出ております。最近では言われる通り減つております。ほとんどないでしようあるいは絶死でもしたものを持つてくるならば別であるけれども、密殺までしたやうなものを売るといふやうなことはほとんど私は行われていないと思ひます。それを密殺を中心とせられるが、大体東京の町のまん中を通つて見ましても、いなかに行つて見ましても、肉の値段といふものは大体きまつております。今業者自身が統制値段を作つてやつておると思ひます。私はこれは確実な都市の例ですが、非常に価格を下げて一人統制破りをやつた。ところが、大消費業者の方が最近利口になつております。ちゃんと肉の質を知つております。たまたま犬の肉をまぜて売つたやうなことは新聞で問題になるかも知れませんが、すぐこれは消費者の方で見つけ出します。そんなものは、結局業者の道徳心待つべきものであつて、ただ価格を上げたからといって必ずしも悪いことをする人間は、どうぼうが絶えないのと同じで絶えないと思ひます。それを業者の自主的組織によつて業者にこれをまかせて統制しようなんといふことはこれはやり切れるものですか。値段を上げたからといって、果してどうぼうがなくなるだらうか、この点どうお考えになりますか。

○政府委員(楠本正康君) 私どもはこれらの行為はもろろ行政力の強化によつて取り締るべきものだと思ひます。しかしながら、ただいま先生も御指摘のやうに、一方的な行政力の強化のみによつて、必ずしも万全の効果を期し得られないものでございまして、〔委員長退席、農林水産委員長堀末治君着席〕
やはりこれは業者の自願あるいは業者の良識によつてこれを解決する、しかも取締りの強化と両々相待つて、初めて万全の効果が期し得られると考えております。従ひまして、全部の業者といたしまして、悪い者ばかりでもないでございまして、多くの業者はまじめに仕事をしようと思つておりますが、たまたま不心得な者もございまして、それらが無理にさうな不心得な行為をいたす次第でございますが、これらの者に対しては、私もよりも業界自身が、お互ひに商売敵の関係もございまして、一番よく内容がわかりまして、これらのものを解決することとは一つの方法だらうと思ひます。しかし、と申しまして、私どもは取締りの責任をのがれ、あるいはそれに転嫁

しようという趣旨で申し上げておるわけではございません。同々相待って、初めて万全の効果を期し得るというふうに考えております。

○清澤俊英君 この点はこのくらいにしておきます。

○衆議院議員(野澤清人君) この適用者の段階としては、枝肉になったものを問屋から小売の方に回しますその小売業者までを含んでおります。

○清澤俊英君 いま一度。

○衆議院議員(野澤清人君) もちろん問屋も、小売をする問屋ですね。小売業者が主体であります。問屋であつても一時小売をするという者と、小売を専業とする者とをぐるめまして対象者と考へております。

○清澤俊英君 そうしますと、これはもう話し合ひで一つのができ上る。価格の決定ができ上る、そのしわ寄せは全部生産者の方へ参りませんか。それによつて生産者が制約せられないという事は考えられますか。

○衆議院議員(野澤清人君) 先ほども申し上げましたように、この点につきましてはいろいろ疑問がありました。その結果が、この適正化の法律でいきますという、一応問屋に品物がきてから先の行為でありますから、それから大もとへさかのぼるというところは避け得られるのじゃないか。かえって団体法の方でしますという、生産者との団体交渉も起る、こういう

う見地から、この方が適切じゃないかということと結論を得たわけでございます。現在のところ、小売業者を主体としてむしろ卸し業者、集荷業者と対立するようになりかねないかという判断をいたしております。

○清澤俊英君 畜産局長ちよつと。こういうことを今あなたの方で企てられれば、直接生産者から枝肉を市場に出して、市場改革を企図せられておる。これは非常な流通過程におけるまあ一つの革命だと思ふのです。昔の古い、最も畜産界におけるガンともなつておる、いわゆる博覧なんかが、だんだん締め出されていく過程をとっていると思ふのです。この畜産行政上の重要な過程における改革に対して、こういう法案が通つて、果して公正な市場売買の際に競争が行われていくと考えられるのか、全く今通りのものが残つて残らないか、その点どうお考えになるか。

○政府委員(谷垣重一君) 畜産の奨励をいたしまして、これを市場に持つて参り、これをまた流通面に回し、消費をいたします。この一環の仕事は、農林省の設置法に明確に責任を負つておられます。枝肉から以降の仕事云々という問題にとどまりませう。一環とした政策を要求されておるのであります。設置法において明確に期待されておるのであります。いろいろと私たちが従来やつておりました畜農家の創設事業でありますとか、あるいは中央市場によりましていろいろな売り買ひの問題でありますとか、家畜取引法の問題でありますとか、あるいは小売業者その他流通段階におられます方々の組合を結成し、あるいはその諸君に融資をいたしますとせんとかいう

ようなことをいろいろ実はやつて参つたわけでありまして、また、国会の方でも、家畜取引法あるいは畜農家創設の事業を法律を通します際に、家畜増殖の前提としては、家畜及び畜産物の価格の維持安定ということが第一条件であつて、これなくしては、畜産のこの法律を通すことは意義が非常に少くなるというふうな非常に強いおしかりを含めた付帯条件をつけられながら、実は今まで畜産をやつて参つたわけでございます。先ほど御指摘になりましたように、まだ十分な安定策が講ぜられていないことはなほ残念でございますが、ずいぶんこれは今後ともに努力をいたしてやつて参らなければならぬと思つております。現在やつております問題は、従来増殖の方にある程度重点を置きましたものが、むしろ消費流通の面に重点を置かなければいけないというふうにおしかりを受けてながら参つておりますので、そういう方向に重点を逐次移して参つてきております。昨年度家畜取引法を御承認願つたわけでありまして、その後、昨年から引き続きまして、現在枝肉の取引という問題について苦心をいたしております。現在約三億ほどの予算でその取引が、生産地から消費地に参ります。仲介をいたしましての枝肉市場の取引がやれるように、全国の重立ちました大都市にその設置をいたしておるような次第であります。現在のところ、大体、農家の庭先で済みます相場と消費者に渡ります小売価格とは、大体倍とは申しませんが、約倍に近い価格の形成になっております。もちろんこれはそのときの消費流通あるいは生産の關係で随時の変化があるのであります。

ます。この同三年の状況では消費が非常に伸びておりまして、子供の家畜まで倒す状況に相なつておりますので、海外からの肉の輸入をある程度入れまして、そうしてせつかく需要面におきます消費者に対するこの需要を維持しつつ、また、その間に内地の畜産の生産を進めて、この需給を大きな変動を少くしながら保つていつて拡大していくように、こういうところに実は苦心をいたしておるわけでありまして、でありますので、このどちらかの一点で行われまうという、おそろくこれははずつとおしまひまで、あるいはもとにさかのぼりまして相当な価格規制というふうな形が行われ得るでありましようし、また、そういう方向に行く可能性があると思ひます。でありますから、末端におきます消費価格をカルテルいたしますような場合においては、これはよほど十分なる考へ方があつて、しかも一貫いたしました産業政策の立場から考へてのやり方が望ましいと、かように考へておる次第であります。

酒の密造を取り締るのは警察取締りも同様大切でございますが、おそろく価格問題も大きな問題があるでございましょうが、同様にこの密殺問題はこ

ういう中小の家畜を倒します場合には屠殺場まで参ります距離が非常に離れておる、遠隔であるというふうなときに起ってくる場合が、ケースとして非常に多いように思われます。現在綿羊あるいはヤギ等の子供はほとんど価格はいくらのものであります。成畜になりますと大体二千元見当のものでございます。ところが、これも屠殺いたしました許可料と申しますか、検査料と申しますか、大体これは三百円程度かかると思ひますが、まあそういうふうな問題であります。とか、屠殺場に対します距離の問題でありますとか、そういうふうなところの問題であらうかと思ひます。そういうところの集荷の設備、あるいはだいたいこれは厚生省の方の御協力を得ましてゆるやかに参つておりますが、自家屠殺の拡大でありますとか、あるいは綿羊等の集荷をいたしましてそれを大市場に持つて参りますまでのいろいろな販売組織と申しますか、集荷組織と申しますか、そういうところにはやはり政策を私どもは向けなければならな

なと思ひまして、ことしの予算等にもそれを要求いたしました。十分には参りません。しかし、その一部を實現させたいと思つて現在指導をいたしております。まあそういうふうな問題を含んだ実は密殺問題は問題であらうと私たちは考へておるのであります。

○衆議院議員(野澤清人君) 先ほども申し上げましたように、この点につきましてはいろいろ疑問がありました。その結果が、この適正化の法律でいきますという、一応問屋に品物がきてから先の行為でありますから、それから大もとへさかのぼるというところは避け得られるのじゃないか。かえって団体法の方でしますという、生産者との団体交渉も起る、こういう

う見地から、この方が適切じゃないかということと結論を得たわけでございます。現在のところ、小売業者を主体としてむしろ卸し業者、集荷業者と対立するようになりかねないかという判断をいたしております。

○清澤俊英君 畜産局長ちよつと。こういうことを今あなたの方で企てられれば、直接生産者から枝肉を市場に出して、市場改革を企図せられておる。これは非常な流通過程におけるまあ一つの革命だと思ふのです。昔の古い、最も畜産界におけるガンともなつておる、いわゆる博覧なんかが、だんだん締め出されていく過程をとっていると思ふのです。この畜産行政上の重要な過程における改革に対して、こういう法案が通つて、果して公正な市場売買の際に競争が行われていくと考えられるのか、全く今通りのものが残つて残らないか、その点どうお考えになるか。

○政府委員(谷垣重一君) 畜産の奨励をいたしまして、これを市場に持つて参り、これをまた流通面に回し、消費をいたします。この一環の仕事は、農林省の設置法に明確に責任を負つておられます。枝肉から以降の仕事云々という問題にとどまりませう。一環とした政策を要求されておるのであります。設置法において明確に期待されておるのであります。いろいろと私たちが従来やつておりました畜農家の創設事業でありますとか、あるいは中央市場によりましていろいろな売り買ひの問題でありますとか、家畜取引法の問題でありますとか、あるいは小売業者その他流通段階におられます方々の組合を結成し、あるいはその諸君に融資をいたしますとせんとかいう

現在相当肉も売られておる現状でございます。であります。これは馬

肉が売られたといたしまして、馬肉自体に対しましては認識は需要者の方々の中で漸次深まっておりますと広まっております。それだけの経済事情に於いて肉が売られてくることは、これは食生活が広まります場合当然のことかと考えます。また、家庭の主婦たちのこれに対しましては見方も逐次広がっております。もしもこの問題を徹底的に解明いたそうといたしますならば、これは衛生の見地から申しておるのじやございせんが、産業的な見地から申しますならば、おそらく現在の一枚々薄くはいでやっておりますあのやり方が、もう少し外国にありまうなかなとまりとして、肉塊として売るといふこと、また、肉塊として家庭で消費されるというふうな段階に逐次今後進んでいくことと思ひますけれども、そういう形に相なりますれば、これは現在の馬肉あるいは牛肉というものがまけて売られるような、しかもそれが牛肉というふうな名前において売られるということは逐次やまると思ひます。要は馬肉がまづいというのではございせんので、馬もかなり生産されておるわけでございますから、馬肉は馬肉としてそれにふさわしい消費が拡大されるように私たちは今後指導していくべきだと考えます。

○高野一夫君 ちよつと私は農林大臣に伺ひたいのでありますが、これは決して私は議論しようと思ふのでなくして、とりあへずの審議の参考にとつておきたいのでありますが、ただいま畜産局長の説明もありましたが、抽象論で実際はよくわからぬのでありますけれども、この生産都市は別といたしましても、いわゆる食肉営業をやつておる末端の小売業、肉屋に対しては従来農林省の方からはどういふような指導監督をなさつておるか。たとえば融資あつせんそのほか価格が高いじやないか、安いじやないかと、こういうふうな面まで相当立ち入つた監督指導をなさつておるかどうか。そういう点についてちよつと伺ひたい。というのは、先般数日前にわれわれの方の社会労働委員会におきまして、各界の代表を呼びまして、参考人の意見を聴取いたしましたところが、食肉営業の代表としておいでになつた方の御意見によりまして、あるいはその方の御意見が間違つておつて、御承知でなかつたせいかもしれせんが、少くともその人の証言によりますれば、過去数年にわたつてわれわれ食肉営業者に対して、畜産局ですか、そういう方面から何らの指示、監督、指図、そういうものを受けたことはない。こういうふうなことを参考人は言つておられたわけでありまして、実態を承知しておりませんので、一応審議の参考にしたので伺つておきたいと思ひます。

○農務大臣(井出一太郎君) 政府委員の方が詳しいので、政府委員の方から……

○政府委員(谷垣重一君) 戦時中は食肉が統制にやはり相なつております。その際におきましては食肉の行政というものは農林省の方で担当いたしておりましたので、それぞれの食肉の、この場合には規制になつたと思ひますが、価格問題も従ひましてあつたわけでございます。で、あの際の価格は、これはずいぶん価格につきましても、当時の経済安定本部にありました物価庁の相談をいたしまして、それぞれの実質の仕事をやつております各官庁が受け持つたわけでありまして、そういう形において指導をして参つたわけでありまして、その後統制がはずれましたので、これに關しましていろいろの指導をします部門がだいぶ違つた形になつて出て参つております。なお、この指導統制時代、その後におきましても畜産会社のようなものがございまして、やつておつたわけでありまして、その後、逐次この統制の問題がなくなりましてあとにおきましては、従来の行政のやり方というものはかなり變つて参つております。従ひまして、農林省のやり方も末端に對しましては、それまでの強い統制の形ではなく、生産あるいは流通あるいは加工というふうな大づかみの点におきましていろいろの指導をして参つたやうな次第でございまして、

で、現在いろいろと言つておりますが、これらの業界の問題、いろいろの問題があろうと思ひますが、ことに金融の問題、通常の金利におきまして金融の問題等が重要な問題であらうと思ひます。現在、畜産信用組合ができておるわけでありまして、数年前にこれを作ります場合にいろいろ相談もいたしまして、その設立ないし融資の仕事をお手伝ひいたしたやうなこともございまして、また、漸次この問題が卸からあるいは小売の方に對しまして手を加える必要がございまして、この二度ほどにわたりますので、肉の販賣チームというものを諸外国に派遣いたしまして、外国の例等を見まして、小売業の方も含めましてそういう海外の事情も考えながら改善策をやつていただくやうなあつせんを、つい最近いたして歸つてこられたというやうな事情でございまして、

○東藤君 私は前に戻るやうであります。この法案の、前の国会に提案をされておりました、引つ込められたその法案と、それから新しい今回提案されておる法案の間の變化ですね。これは先ほど田中議員が……政令を案文に移した項目がございまして、それ以外にまだあらうと思ひますが、その点をお話し願ひたいのであります。

○衆議院議員(野澤清人君) 全般的な問題といたしましては、大きな点として第一に變化いたしましたのは、都道府県知事が認可権を持つておつたものを厚生大臣に一本にしたといふことであります。これが大きく改正された点であります。それからこの法律の審議過程において、たまたま団体法が提案になりました、この法律との關係が論議の焦點となりました。その結果、あくまでもこの法律は団体法が基本法になつて、これは特別法の性格を持つべきではないかと、こういうふうな話し合ひも出ました。ただ、しかし、何をもちつて基本法と特別法といふかという点であります。あくまでも経済的な要素を含んだ立法だとすれば、中小企業という建前から通産大臣の所管事項じやないかという議論が相当出ました。その結果、これをどう調整するかというので、厚生省と通産省と話し合ひをしてもらひまして、その結果、主管大臣を厚生大臣とするといふことに御同意を得て、次官同士の覚書を交換しておりました。そういう關係で、今までの考え方は商工中金の組合団体融資の面につきましては法律を立法した當時には、あくまでも通産省にたやうといふ考えでありました。それを話し合ひの結果、今回共同提案になりました現在の原案といふものは、この点を單獨に商工中金法を改正いたしまして、それで通産省の手を離すに、こちらで融資等のあつせんもできるようにいたしたわけでありまして、これがおもなる点であります。

そのほか、業種の中で食品営業だけは政令によるといふことで原案はできております。その政令にいくといふことの話し合ひは小委員会を開いたときにもそのままだいいじやないが、法律ができてから政令で定めようといふことになつたのですが、審議の最中に、あらゆる業者から陳情がありました。この状態では、厚生省も二十業種もあるのだからとても陳情については困る。国会の方でもこれの取捨選択については容易なことじやない、こういうことからやむを得ず業種をはつきり法文の中に書こうじやないか、こういうことで食品営業の中の四業種だけが選定されたわけでありまして、その他はほとんど原案と變りございせん。

○東藤君 今お話しになつたことは先ほどからの話ではぼつ解をいたしたのであります。まだほかに税制關係でだいぶ變つておるやうに考へておりますが、それは旧法では、登録税法の免除だけであります。新法では、そのほかに、法人税法、地方税法、租税特別措置法、商工組合中央金庫法、それから中小企業金融公庫法、その他、中小企業振興助成法、こういうやうな方面に關係をした分が、付則の中でもって規定されて、後半が變更をされてお

るのであります。それで私は閣議を経
ておりませんから、従って、その間に
大蔵省との間に交渉があったのか、交
渉されて大蔵省の方で納得されておる
かどうか、それをたまたまと思いま
す。その点をお答えを願いたい。

○衆議院議員(野澤清人君) ただいま
御指摘の付則の分につきましては、先
ほど申し上げました商工中金の趣旨と
全く同様であります。これは経過的
には大蔵省とも話し合いの上、通産省
の了解のもとに付則ができたのでござ
います。大蔵省も承知の上でござい
ます。

○東蔵君 大蔵省の方から……。

○説明員(塩崎潤君) お答えいたしま
す。

この法案は、御趣旨のように議員提
案でございますので、正式な閣議決定
は経ませんでしたが、最終の案
を作成する際に私が参りまして、この
組合の内容、性格等を伺いまして、こ
のような付則を作ったような次第でご
ざいます。

○東蔵君 私は先ほどお話をされた中
で、都道府県知事の権限を厚生大臣に
移管された、こういうようなことは、
これは法案の構成上非常に大きな変化
であると思う。従って、これと先ほど
の政令で定めるべきものを、法文規定
をしてある。このような変化や、ある
いは税制関係、こんなものを含めま
す。これは非常に重大な変更が行われ
たものであるから、当然閣議を経てい
かなければならぬものであると考えま
す。これは法制局関係のこれが正
しいかどうか、これを一応ただす必要
がある。そういう意味で、私は委員長
にお伺いしますが、参議院の法制局の

方からおいでを願って、この手続はよ
ろしいかどうか、一つ言明をしていた
だきたいと思ひます。それまで別な質
問をいたしたいと思ひます。

そこで私はお伺いいたしますが、厚
生政務次官もおられるようでありま
すから、厚生省の私は仕事は業者のため
におやりになるのが中心か、それと
も、消費者のためにおやりになるのが
これが私は本旨だと思ひますが、それ
はどういうふうにお考えになつてい
るのですか。

○政府委員(中垣國男君) お答えいた
します。本法につきましては、公衆衛
生上の見地から、消費者の立場に立っ
てこの法律を執行したい、かように考
えております。

○東蔵君 消費者の立場に立つてお考
えになつておるといふことは、私は
もう少し消費者の立場をお考えになる
必要がある。ことに厚生省の中には生
活協同組合がある。生活協同組合の立
場立つて、あるいは生活協同組合を
育成強化する、こういうようなことを
中心にお考えになりますと、私は厚
生省の立場は非常に明瞭になると思
う。ところが、この法案を通してみま
したときに、生活協同組合の仕事は私
は非常にばまれてくると思う。これ
は各種の業種を考へてみましても、一
応は説明をされるに相違ない。そう
いふ方面は除外をして適用しないとか、
いろいろなことをお考えになるかもし
れませんが、消費者が自由な意
思でもって作った生活協同組合、その
生活協同組合がいろいろな仕事をこれ
からやるんです。その仕事はことごと
くこれで痛めつけられて参ります。私
は生活協同組合が上その方の省に所管

されておるならよくわかるのですけれ
ども、ところが、どうも厚生省の中に
所管されておる。そこで生活協同組合
が将来クリーニング業を始め、ある
いは理髪の仕事をする、パーマメント
の仕事をする、このようにいろいろな
仕事を始めるんだが、そのときに衛生
上の見地でもってことごとくこれがむ
ずかしい段階に入ってくる。これは私
は過去においてよく経験しておるの
です。たとえば産業組合法によつて病院
をやるかと思ひまして、今の厚生病院
であります。これができるときに、
当時の内務省がどんなにじやまをした
かわかりません。こういうことを一つ
考えますと、この法案というものは厚
生省が消費者を考えないで、そして業
者を考えておるといふこの一点が私は
はつきりしてくるわけです。厚生省は
自分の持ち前の衛生の見地に立つてや
る仕事をしつかりやつてしまふばい
い。いいですか、そこでもしこいつを
やらないで消費者のために不都合のよ
うな状態を起すようなことを強化する
と、弱い半のような消費者が、オオカ
ミが強くなってかえつて食われるよう
な形になります。これは厚生省がやる
仕事ではない。その仕事をあえてやろ
うとしておる。ここでの点はどうい
うふうにお考えになりますか。厚生次
官のお答えを願ひたい。

○政府委員(中垣國男君) 本法と生活
協同組合との関係のことであると思
ひますが、厚生省といつたしましては、こ
れが生活協同組合でありましようとも
あるいはそうでない場合におきまして
も、施設の基準であるとか、営業の基
準であるとか、そういうことにつきま
しては、やはり現在におきましても取
締り関連等をしておるわけでありま
す。

○委員長代理堀末治君退席、委員
長着席
本法が成立しました際におきまして、
生活協同組合がこういう環営法のため
にいろいろ消費者の利用上の損害を招
くとか、妨害を受けるとか、そういう
ことはないと考えております。

○東蔵君 今簡単にそういうことはな
いと、こういうふうにいふに言ひ切られ
たのでありますが、それならば消費者階
層の人々が大騒ぎをする必要は一つもな
い。非常に主婦の方々やその他の方々
がみんな大騒ぎをされておるのは、こ
れは消費者の利益を擁護するようなこ
とにはならない、こういうことがはっ
きりしているから反対をされておる。

そこで、私は例を一つ申し上げま
す。先ほどの食肉の問題にしても、提
案者は肉を扱う業者が非常に要望が
あったので、それを取り上げて、この
中に入れた、こういうふうにお話をさ
れました。動物を養つておる農民の方
では、これには賛成をしておらぬはず
であります。農家が自分の生活改善を
の他をやるためには、あの今の屠殺場
はもつとふやして、簡易屠殺場なんか
をたくさんこしらえて、そうしてやら
なければならぬ。監督法規でもって
そういうようなことがことごとく痛め
つけられておりますから従つて、私
は、厚生省はもつと大きな見地でもつ
て簡易屠殺場でも何でもそういうよう
なものをたくさんこしらえて、正々堂
々と、密殺でないものが流れてくるよ
うな体制を作ることが先決問題になつ
てくるわけでありま。これを一つ考え
ても、そういうことをやるのが厚生省

の仕事になる、こういうことになる、
この点はどうですか。

○政府委員(中垣國男君) ただいま御
指摘の点は、厚生省といつたしまして
は、まさにその通りであると思ひま
す。この環営法が成立いたしました後
におきまして、厚生省の従来の考え方
と、この本法の内容といふものが遂行
していく、あるいは反対の現象を示す
であらう、そういうことにつきましては
は、これは少し見解が違ふのでありま
すが、厚生省としてやるべき、ただい
ま御指摘されましたそのやり方につ
きましては、全く御意見通りに考えま
す。

○東蔵君 私は今の問題で、なぜ業者
が熾烈な運動をしたか、これを一つお
考え願ひたい。枝肉の市場関係のもの
が制定され、それから各地に畜肉の公
社であるとかその他のものができ、そ
れが都市に進出すると、こういうよ
うな体制、これが生産者の系統を通じ
て都市に進出する、こういう形態、こ
れは何かという、生産者から消費者
へという一つの理想を表現する形態が
進められようとしておる。これが理想
でなければいけない。厚生省は、これ
を非常に強く支持する必要がある。そ
ういうような場合に、一方の業者がそ
れを片づけしから要求をして、そうし
てそれを取り上げておやりになつたな
ら、これはもう完全に一方的な取り
上げ方であつて、非常にこれは残念な
ことである、こう思ひますので、これ
は反省をされる必要があらうと思ひま
す。

同時に、私はこれに関連して、先ほ
ど協同組合を中心としていろいろなこ
とを申し上げましたが、農業協同組合

という一つの組織が、これが生産をしたものを、先ほどの消費者へ直接をさせるためにやっていく行動、これを規制するような面が、これは厚生省の専管によつてこの仕事が進められるときに、非常に濃厚に現われてくる懸念がある。従つて、この点を明瞭にしておかなければならぬと思ひます。これは小売についても、肉についても同様であります。他の戦域の問題も私は同様と考えなければならぬ。これは消費者の利益のために厚生省が業者を抑えて、そうしてやらなければならぬ部面なんです。それを業者の気ばかりで考えたような形においてこの法律ができて上つてきておるということは、これは厚生省として非常に一方的なものになつてくると思ふ。この点は私は反省をする必要があると思ふのですが、御反省になりませんか。

○政府委員(中垣國男君) 前段におきまして、生産者から消費者への直結の道を開くように厚生省は努力をすべきである、こういう御意見に對しましては、理想的にはそう考へるのであります。が、わが国の経済の全般的な構想、機構等におきまして、今直ちにそういうことをば厚生省が考へて、それに邁進するといふようなことはどうかと考へておられます。

次に本法の規制によりまして、業者だけの利益を守るためのものであつて、生産者等については、これはかえつて反對をしておる、こういうことをごさいます。私はこれはむしろ提案者の側から御説明を願うべきものであると思ふのでありますけれども、もし本法の中にその小売協同組合を作りまして、その協同組合の利益のために

運営されるようなことがあつてはならない、かように厚生省は考へます。また、次に陳情があつたということでありまして、別に私は、厚生省の政務次官室におきまして、そういう食肉業者等からこの法律を作つてくれという陳情を受けたことは一べんもございせん。

○千田正君 議事進行について……時間もまだ過ぎましたし、午後には継続されるのなら休憩されるかどうか、両委員長において御相談の上、各委員にお諮りを願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 社会労働委員会としては、この連合審査については十二時までというのを決定して、きょうの連合審査に臨んでおりますので、委員長としては、もうそろそろ時間がきたかと考へておりますので、東君の御質疑が終了しましたら、できることならばこの連合審査会を閉会したいと思ひております。

○東藤君 実は私の方は清澤君と私だけが質問をしているだけであります。まだ質問したいのでありますから、そこで私は時間を延長してお続けになるというのでしたら、私はやめてもいいと思ひます。これで切り上げるといふのであります。実は私は非常に……。

は了承します。しかし、こういう質疑の過程で、問題点がまだ明らかになつていない、われわれも審議したい、こういう新たな事情が起つておるので、それから、従つて、両委員長において協議せられ、当該責任のある社会労働委員会の方でも御考慮願ひるのかどうか、そういう点はやっぱり親切に委員長においてお考えを願ひたい。きめていふのだから、お前たちやめて帰れというふうな、そんな委員長というものはどこにもない。そういう意味で丁重に申し上げておる議事進行なんです。

○委員長(千葉信君) 委員長として、かなり誠意を持って時間約五割を延ばしておりますから、せつかくの御要望ですから、それでは一応相談をしてみることにいたします。

午後零時四十九分連記中止

午後一時十一分連記開始

○委員長(千葉信君) 連記を始めて下さい。

午後一時四十分再開することにし、休憩いたします。

午後一時三十分再開

○委員長(千葉信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ありますから、質問の要旨を申し上げますが、この環境衛生云々の法案が閣議を経ておるかいないかということを中心としてお聞きをするわけであります。第二十四国会に提案を一度されておるわけで、その場合に閣議を了しておるようでございますが、それと同様な内容であるからというふうな名目で、第二十六国会に提案をされて、そして閣議を経ておらないのであります。私は一度閣議になつた法案、それが再び国会に提案をされる場合には、議員立法でありまして、予算を伴う法案は閣議の決定を必要とする。こういうふうになつておると思ふのであります。その一点だけでも閣議を経なければならぬと思ふのであります。この点と、それから、その内容に非常に大きな変革が行われておる。従つて、旧法案と新法案の間には非常な開きがある。そういうような場合には、なお閣議を経なければならぬ。このように考へるのであります。この点、どういふふうにお考えになつておるか。この点を伺ひたいのです。

○法制局長(藤田龍男君) 環境衛生関係法案の運営の適正化に関する法律案は、ただいま御座りましたように、議員提出、衆議院議員の法案でございます。従ひまして、議員立法に對して閣議決定を経なければならぬというお言葉それ自体は、どうも法制上そういうことを考へなければならぬという根拠はないと考へております。ただ御承知のように、国会法五十七条の三の規定によりまして、議員の法律案に對しては、予算を伴いますものにつきましては、内閣に對して、意見を述べるところの手続を私は聞いておる。その

う国会法の規定がございしますので、その内閣の意見を述べるときに、閣議等の方法によつて内閣の意見をまとめるというところは法律上あり得ると思ひますが、法案自体について閣議決定をしなければならぬということは私はないと思ひます。

○東藤君 ただいまの御答弁では、国会法によつて、内閣が意見を述べなければならぬことになりまして、この法案は、衆議院で一度通過の際に政府当局が意見を述べておると思ふのであります。しかし、これは、法案そのものが通過をした際に述べておるのであります。私は提案以前に当然この法案は閣議をもう一度経なければならぬ、こういうふうにお考えますが、この点は厚生大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(神田博君) この環境衛生の今御審議を願つておる法案につきましては、もう一度閣議を経なければならぬと思ふがどうかというお尋ねのうちに伺つたのでございしますが、私としては、この法案はすでに衆議院を通過しておるのみならず、この法案類似の申し立ても、この法案が、すでに政府の意見を述べる機会があつて、そうしてそれが土台となつてこの法案に變つたと、こういうふうないきさつから考へまして、あらためて政府の意見を述べるといふような必要はない、こういうふうには私は考へております。

○東藤君 私は、もうすでに衆議院を通過した法案だからという前提のもとにお話をされるのは、非常に不可思議なことだと思ふ。この法案そのものを衆議院に提案をされる場合におけるところの手続を私は聞いておる。その

○委員長(千葉信君) 出席いたしております。御出席になつておるようで

第二十五部 社会労働・農林水産

るのでもございまするし、院議尊重というものでありましょうか、当然のこと

やりになったのです。この岸内閣においてこれはおやりになったことじやない

各党一致して提案したものであります。それをあなたは、これは与党と政

議院と申しましょうか、私どもの与党の例を申し上げるのでございますが、

与党がいろいろ法案を出しになる、また、政府の出す法案についても同様でございますが、党におきましては、政調の部会からあるいはまた政調の政策審議会があり、そして政調の各機関がございまして、それから慎重審議をいたしまして、さらに総務会にかかると、また、これが代議士会にかかると、そしてこの提案というふうなふうになつておりました、その間まあ非常に時間がかかれば審議の機会も多いのでございまして、そういうふうな方々を参りまして、また、党は党として政府と密接な関係を持つてやつておられる。ことにこの法案についてには与野党が御一致して、そしてお出しになって御審議をされておる、こういうような段階を経ておるから、慎重審議をされた、私どもはそういうふうな考えで、この意味で御答へ申し上げたわけでございまして、決してそれ以外の何ものをもつけ加えたつもりはないのでございまして、さう御了承願いたいと思ひます。

○國務大臣(井出一太郎君) 午前中も申し上げました通り、実は非常に行き届きでございましたが、この法律が衆議院を通過いたしました後にその事実を知つたような次第でございまして、議員提出法案でございまして、関係から、いわば政府の側は受け身というふうな形でございまして、その点農林省としましては少しく不用意でございましたが、そういう経過で問題が持ち越された、こういう次第でございまして、

○小林平君 最初に厚生大臣にお尋

ねいたしますが、私は先ほども申し上げましたように、議員提出の法律案であるから閣議決定をしなければならぬという私は解釈をとるものではないのであります。そういうことを予算に閣議して政府の発言の機会を与えなければならぬという法制局長の意見をとすると申し上げた、私はそういうことを言つておるのではありません、この法案がかかり、これが通過したら行政執行の面において支障あるかないかというところについては当然政府の内部において検討あつてしかるべき問題ではないかと言つておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。今も農林大臣は全然知らなかつた、これは知らないというよりも、農林大臣がわからないうちに、抜き打ち的にこの法案の通過をはかつたと言われても差しつかえないと思ふのです。その点を追及しておる。その予算の面を申し上げておるのではないのですから、念のために申し上げておきます。

さらに、農林大臣にお尋ねいたしますが、あなたは、衆議院の段階においては御存じなかつた、最後の段階においてそういう非常に重大な支障のあることを発見されたと言われておるのでありますが、今あなたは岸内閣の閣僚としてこの法案が通過してもいいかどうか、あなたはどうかいうふうにお考えになつておるか。また、非常にこれが支障があるならば、直ちに閣議において発言をして、その旨をそれこそ与党に通ずるなりあるいは参議院の当委員会において正式に閣議の決定事項として政府の見解を發表されるのが当然じゃないですか。私はこういうふうな審議のやり方をやつておれば、今後の

行政は実に紛淆を来たして重大な事態が生ずると思ふのであります。特に農林大臣の所見を求めます。

○國務大臣(井出一太郎君) この問題につきまして閣議で正式に取り上げるということはいたしませんでしたが、厚生大臣と寄り寄り話合つて、何とか調整の道を求めたい、こういうことで努力をして参つたわけでございまして、事は議員提案でもあります。参議院において意見を申し上げる機会もあるかと、こういうふうな今日まで考へて参つたような次第であります。

○國務大臣(神田博君) ただいま農林大臣からもお答へがございましたように、衆議院を通過後いろいろ問題が提供されておるようでございますので、農林大臣と私の話し合ひを申し上げますと、この法案が審議が済みまして法律となる際におきましては、さうな場合におきましては、十分両省間においてこの施行に最善の努力をいたしまして、いろいろな心配されるような点のないように一つ努力して参りたい、こういうふうなことを申し合せておるような次第でございまして、この機会でございますので、申し上げておきます。

○小林平君 政府の統一した見解を述べぬじゃだめです、農林大臣は、途中でございまして、今衆議院の方で本会議に内閣不信任案が上程されますので、両大臣も当然出席されなければならぬ、その連絡が衆議院からございまして、暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後四時二十四分開会

○委員長(千葉信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○小林平君 議事進行。先ほど農林大臣は私の質問に關連いたしまして、私がこの法案が、これが施行に当たりましていろいろ行政上紛淆を来たすおそれはないか、そういう点を閣内で相談あつてしかるべきでなかつたか、こういう質問をいたしましたら農林大臣は、これは参議院に回りましたから適当な機会を見てお話をする機会もあるかと思ひます。こういう御答へでございました。農林大臣は、一体今国会は会期はいつまでだとお考えになつてますか。明日でございまして。岸内閣はこの国会の会期を延長決定されたのですか、明日までです。ただいまのところ、われわれの承知しているところ。それで一つ一体あなたはその所見を發表されるかと考へておられたのですか。従つて、そういうことでは困りますから、今ここであなたの御所見をお述べ下さい。あわせてこれは農林省の設置法に抵触することはないかどうか、あなたの御見解を承ねると同時に、委員長に申し上げますが、これは農林省の設置法に抵触するおそれがあると思ふのです。従ひまして、直ちに法制局長官をお呼び下さいまして、法制局の正式の見解を承ねたいと存じます。

○國務大臣(井出一太郎君) この法案が参議院の方へ回付せられまして、いよいよ日もたつわけでございまして、いざれ委員会において私どもにもお呼び出しがあるかと、こういうふうに存じておりましたような次第で、まあたまたま今日その機会が与えられたわけで

でございます。どうも不行き届きでおそく相なりましたことはまことに相済みぬのでございまして、そこでさう午前中から、私以下あるいは畜産局、水産庁それぞれ出しまして農林省としての見解を申し上げた次第でございまして、そこで、農林省の設置法に抵触するおそれがないか、こういう御質問でございまして、申し上げるまでもなく、各省それぞれ設置法によつてその権限が明確に相なつておる次第でございまして、そこで、それに矛盾しない形におきまして、本法案が参議院で御審議、御決定をいただけるように、こういう期待をいたしておるような次第でございます。

○小林平君 あなたは妙な御答へをされる。私はこの今出ている法案が、これが農林省の設置法に違反するおそれはないかどうか。それをあなたにお聞きしているのです。それだということに、そういうことのないように適當にやれとは一体何です。そういうことをあらかじめあなたが意思を決定し、さらに厚生大臣と相談するべきです。これがたまたま農林省の問題だけ問題になつておられますけれども、自治庁あるいは通産省も同様の問題があると思ふのです。しかし、今あなたがおいでになるからあなたにお尋ねしているのですけれども、あなたの答へ、何ですか、それは、そんなことで農林大臣が務まらぬ。もっとこれが違反しているかどうか、それを明らかにし、さらにあなたの見解だけでは不十分でありますから法制局長官からすみやかに来てもらひまして、そしてその見解をたださなければいかぬ。そうしなければ審議はできませんよ。

○委員長(千葉信君) 小林君に申し上げます。法制局長官ただいま連絡中でございます。

○國務大臣(井出一太郎君) 午前中私直接ではございませんでしたが、食肉販売につきましては、農林省は畜産物の生産流通及び消費これに至る間の所掌事務を管轄をいたしておるわけでございます。あるいは、また、氷雪の生産、流通、あるいは販売、これについても設置法によってこれを所管をいたす、こういうことになっておる次第でございます。従いまして、この法律は衛生法規という建前のように私どもは承わっておりますのでございますが、経済面につきましては、農林省の所管をしております点と抵触をなさるおそれがあるかと、こういうふうに考えております。

○小笠原三男君 農林大臣は、自分の所管内のこととおそれがあるとかないとか、そういうあいまいな答弁ではいかぬと思う。おそれがあるならある、それが責任を持って所管しておる、担当大臣としての態度でなくちゃいかぬと思う。もうこの農林省の設置法なり、水産庁の設置法を見れば、これに抵触しておる、そういう答弁をはっきり言っていただいたいのところ。もう一度御答弁願いたい。おそれがあるのでもまだはっきり断定できないのですか。私そういう形で答弁を求めます。おそれがある、それで研究の余地がある、こう言うのですか、はっきりして下さい。

○小笠原三男君 今御指摘のようにいうことは、農林省設置法にこれは違反することと私は了解する。午前中畜産局長並びに水産庁当局が困るということをお言っておる。その担当大臣である農林大臣としては、明らかにこれは困るということだろうと思うのです。そうすれば、厚生大臣の方は先ほどの東君に対する答弁では、この法律が通った際において、関係省等とうまくやるという意味合いの調子のいい御答弁である。一方の農林大臣は、これは設置法にたがう、こういうことであるのか、われわれは疑わざるを得ない。

○國務大臣(井出一太郎君) 従来そういうしきたりとして踏襲しておるわけでありませう。

○小笠原三男君 踏襲しているものが、先ほどの厚生大臣の答弁なり、四月のあれは二十何日かと思いますが、関係部長の答弁なり、いろいろ総合してみますと、前の原案になっておるものとそう違くないから、これについて

ては閣議に諮っておらぬとか、あるいは今のようないろいろ問題を含んで、はつきり担当大臣として困るという問題がありつづいて、いまだ閣議の決定を経て、そして、当該委員会に対する政府の所信表明の要旨というものを待つておらない、こういうことで、この法案について、われわれ幾多疑義があるものを、どういふ形でこれを審議を進めていったらいいかわからぬ、賛否の決定をするのに、政府の所見が明らかでなくて、どうしてこの審議を続けられますか。なぜさういふように厚生大臣はおっしゃるような、閣議の決定を必要としない、なぜさういふことが言えると思ひますか。もう一度厚生大臣にお伺いしますが、厚生大臣は、予算が千七百万円、これは前も今日も同じものでございまして、内容も大した差がない、こういうことなんでしょう。ところが、内容に差が出てきたのが、この農林大臣の答弁で明らかなんです。前は予算はさうであつても、前は政令にゆだねておつたものが法律として明文文化されてきたんだ、食肉、氷雪販売が明文文化されてきたんだ、そうしたらこの法律が通った際に、施行された際に、厚生大臣が政令で定むべきものを、この委員会があるいはこの国会がもう法律としてきめようとしてい

る、とりもなおさずそれはこの政令そのものが今きまろうとしてい

る、という問題は重大だと考えさせんか。しかも政令を作るのには、これは国家行政組織法第十一条で閣議の決定を経なければならぬ。たまたまこれは議員立法であるからといって傍観しているのですか、そういう意味からいっても、これはあくまでもこの法案

に対する政府の所信というものは、閣議に諮って、関係大臣の意見が調整されなければならぬと思うのでありませう。井出農林大臣は小林委員に対して先ほどの答弁では、どうも困つたものだと思つて、委員会の方でよろしく善処されて修正してもらいたいという意味合いの答弁があるわけなんでありませう。それならば、それで政府自身に堂々と閣議決定の所信を持って国会にその所信を表明されなければならぬと思ふのであります。両大臣の御意見を伺いたい。多分農林大臣は先ほどのような言明をした限りは、さういふ措置をとらなければならぬと決意をされていると思ふのであります。井出農林大臣いかがですか。また、厚生大臣は、自分の担当事務がふえるからあまりそんなことはないやだ、好まないと言ふかもしれないが、これはもう國務大臣としてやはりしっかりと御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(井出一太郎君) 先ほど小林委員にお答えを申し上げました通り、まあこの過程におきまして、不行き届き、不意な点がございました。まあ何と言いまうか、一種の特殊なケースとなつてしまつたように存じますが、まあ先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては、この設置法の明確にしてありますように、権限がございまして、参議院の御意思が決定せられますれば、まことにけっこうだ、かように存じております。

○國務大臣(神田傳君) お答えいたします。政令で定める予定であつた、前の法律から考えるとさういふことになつてはいるんだが、今度は議員立法で、

政令で定めようとしたことを法案の中に織り込んだ、これはむしろ政令で定めるより法律で定めるというの方が、必要だとすれば、それが国民の権利義務に關することでございますから私は妥当じゃないか、さういふふうに考へております。あるいは法律から政令に委任するといふならそれも一つの行き方と考へております。どういふふうにするかはこれは立法者の意思によつてきまうといふわけでございまして、衆議院の多数の方々がさういふ立法例をとられたことは必ずしもさういふ議論にはならぬと思ひます。そこで、まあ問題は今の何か、言うならば権限争ひがあつたように考へられますと、これは実は農林大臣も私もさういふ気持は一つもないのでございまして、さういふ前提で一つ御審議願ひまして、本院において適當な措置をおとりになるということについては、私といたしまして別に異議があるわけでもございませぬ。先ほど来申し上げておるように、法案が成立いたしました際におきましては、十分に農林大臣と連絡いたしまして、本法の運用については最善を尽そう、さういふことを申しておるわけでございまして、ことに各省の設置法に懸義がある、あるいはそれに反しておるといふようなことがございしますれば、これはもう改めることが当然のことだと私考へております。さういふふうに考へておりますことを申し上げましてお答えいたします。

○小笠原三男君 両大臣は、自分の所掌事項に關して銘々の見解を述べている、その述べている内容としてはそれはそれで話の通ることでもあるよう

す。

な答弁です。しかし、そういう答弁を国会に対して、それぞれの大臣が別々な考えの違うことを答弁されては、これは行政府の一体性というもののからいつてどういふことか。農林大臣の方はこれはまあ大衆参議院の良識によつてそういう矛盾を来たさないようにしたいというのを修正でもしてもらいたい。厚生大臣の方はこのままで通つたら通つてもそのときは運用の妙を發揮するようにするし、また抵触するといふことなら、院の意思が自由なんだから、お直しになるならお直しになつてもけっこうです。それはその限りにおいては院に対するあなたの考えとして筋は通る——私は不満ですけれども、一通り筋は通る。しかし、そういうことで立法院と行政府のあり方があつていいのか、ほんとうに責任のある行政府のこの行政の一体化という点から言へば、このまま通すということでは、農林大臣の所管事項の中から流通消費という重大な部分のものが、この団体の問題に関しては厚生大臣の方に抜かれていくのです。厚生省設置法の改正で、抜かれていった場合に、農林行政を一体的に推進する責任を持つ大臣がそれでやつていけるか、農林行政が。そういう問題は厚生省である、一農林省である、それぞれの担当者が自分の好み好みで答弁をし、問題を考へておつて処理されることではないのです。各省の設置法そのものは国家行政の基本法ですよ、それが混淆してしまつたら——しまつてもまあそのときはそのときだというふうなそういうものが責任内閣を形成して一体的な行政をやつていけますか。だから、

立法院の意見は立法院の意見として、意思は意思として、どういふものがあるうともそれはかまわない、皆さんの方ではやっぱり政府は政府として一つの意見というものを示さなければならぬ、閣議で決定して——農林大臣の意見や厚生大臣の意見でなくて、岸内閣の意見というものを院にはつきりさせなければならぬ、お二人がかかるがわる立ち上つて、そうしてかわるがわる違つた答弁をいつまでもしておつてそれでどういふことになるか、農林大臣は、いいですか、農林大臣はこのままでこの法律が通れば困る、困る、といふことは程度の差だらうに考へていられるのですか。基本的に農林行政そのものに抵触してくるのです。行政担当の各部局は困つちやうのです。井出農林大臣は積極的に閣議決定を求められて、そして政府内部の意見を調整をして、一本の結論を当委員会にお示しになる、そういう御意思はありませんか、そうすべきです。

○國務大臣(井出一太郎君) 先ほど来申し上げておりますので、私の意図はおわかりいただいていると思うのでございしますが、会期も切迫いたしました今日、この非常に特殊なケースでございします本案につきましては、時間的ないともございしませんので、先ほど申し上げましたお扱いをいただければまことに仕合せと存じます。

○小林平君 農林大臣は、先ほどおっしゃつたことと今おっしゃつたことと違ひます。先ほどは困ると言つたのです。困ると一貫しておればいいのですが、今度は時間がないから、あるいは会期が切迫したからよろしく願ひしますとは何です。矛盾しているじゃないか。どうもあなたの御答弁はときどき変るので困ります。困る困るで一貫すればいい。会期がない、あるいは時間がなければいい。会期がない、あるいは時間がないからと言ふのはこつちの語です。あなた、そんなことを心配する必要はない、政府提案でありませんから、自分のことだけ心配しておればいい。設置法に違反するから困りますという答弁をされればいいのです。また、厚生大臣も先ほどの小笠原君に対する御答弁によりますと、前は政令できめていた、だから政令事項であつたからこれが通つたあとでよろしく運用することができるといふのです。今度は法律だから通つたあとでよろしくやるわけにいかないのです。これは違反してわけにいかないのです。これは違反してわけにいかないのです。あなたは、そこををよく考へてから小笠原君の言うように、こういう重要な問題は、これはあなたの厚生省の事務当局は、当然こういうことはわかつておるはずなんです。だから、政府の内部で十分検討すべきが当然なんです。これも議員立法であるからというところに名をかりて、抜き打ち的にこれが通過をはかろうというふうなことは、私がしばしば指摘していらつたように、これは綱紀の弛緩ですよ、厚生大臣として、嚴重に事務当局に私を悩ませたいと思ひます。こういうことを各省の事務当局がやつたら、行政が紛淆して一貫性がなくなりまして、あなた、今厚生大臣だからそれでいいかもしれないけれども、岸内閣の閣僚として、こういうことを許しておくことはできないのです。従つて、私はこういうことをやつた事務当局にあなたは適切な措置をとるかどうかということをお尋ねいたします。これはきつめて重大な問題です。政府は、抜き打ち的の争議をやつたというので大量の処分をやり、懲罰をもつて臨む。しかるに、あなたの部下は、行政の一貫性を破壊し、行政を紛淆するといふ、こういう重大な過誤を犯しているのです。これに対してどういふ処罰をされますか、それを尋ねたいと思ひます。

○國務大臣(井出一太郎君) さきに申し上げたこととあとが變つておるといふふうにおとりになつたと思ひますが、變つておらないつもりでございします。

○國務大臣(神田博君) この法案が提案になりました事情を詳しく私は承知しておらないものでございしますから、どの程度厚生省の役人が今お尋ねになられたようなことを關係しておつたか、私は十分承知いたしておりませんが、しかし、御承知のように、これが議員提案でございまして、立法院が提案されるに於いて作業のお手伝いはしたたけらうと私も想像できます。そこで、作業のお手伝いは、これはむしろ立法院に対して礼を欠くことじやないかと私は考へております。衆議院におけるこの立法の事情は十分私は承知いたしておりませんが、とにかく与野党が一致しておやりになつた、たゞらうと思ひます。与野党の共同提案なんですから、しかも、満場一致で通過するのでございしますから、与野党から作業のお手伝いを命ぜられてやつたであらうことは想像つくのでございします。それが厚生大臣として、部下の監督上処分しなければならぬというふうな段階には私はお尋ねしたいと思ひます。いろいろ拝聴

いたしたのでありますが、どうもそういうことは私は考へておりません。

○小林平君 あなたは、都合のいいときは議員立法であるといふことでお逃げになる。先ほどは、これを調べたら前の提案になつた法案と大した違いはないと言われた。これはよほどよく研究したから、大した違いがないといふあなたは結論が出たのです。それが今度は議員立法であつて内容はよく知らぬ、こういうことは私は通らぬと思ひます。従つて、手伝いはしたけれども、手伝いをするとき、議員は専門家がやありませんから、そういうところはあなたたち内部で当然、正しく、議員が間違わないように、議員立法が間違わないように補佐するのが当然じやありませんか。そういう能力のないあなたの部下は、なお処分しなければならぬ。あなたは逃げることをばかり考へてはだめですよ。あなたがそんなことを言うならば、先般政府は大量の首切り、嚴罰をもつて臨んだ。あれなどは、あなたの今回の態度と比べれば、まるで天地雲泥の相違があります。あなたはなぜそのとき黙つていたのですか。あれは政府として決定されたのです。矛盾しているじやないですか。岸内閣の行動はすべて矛盾しています。岸内閣の問題から始まつて、小はこの法案に至るまで、非常に矛盾しております。あなたは逃げよう、逃げようとしておる。そういうことはだめですよ。もつと農林大臣は、これは困る、これは設置法に抵触する、こう言つておるんだから、あなたも率直に、これは間違つておつた、こう言ふべきじやないですか。議員立法だとして逃げるのは、卑

怯です。あなたは十分これは研究したと言われたのだから……。

○國務大臣(神田博君) いろいろ御意見がございましたのでございますが、御承知のように、議員立法の際は主務官庁もお手伝いたしておりますが、大体その院の法制局が参加しております。そして、法律的なことはその院の法制局が責任をとっておられることは、これはもう御承知のことと考えております。いろいろな資料を出すとか、また、それに参画するということは、従来の例でございますが、立法院の権限の問題等につきましては、衆議院の法制局が参加されて、十分それに意見を述べられておると、こういうふうには伺っております。従いまして、今のお手伝いたから処分しなければならぬ、ことに先般の争議の例をお引きになって、それとこれとを比較されておられるが、私はそれとこれとは違っておるのではないかと、う考えを持っております。むしろ忠実に働いたと、そういうことと考えております。そこで、処罰するということなことは現在考えておりません。

○委員長(千葉信君) 小林君に申し上げます。林法制局長官は目下外出をしておるので連絡中という、そういう答弁でございました。法制局長官がたまたまお見えになりましたので、御了承願います。

○小笠原二三男君 繰り返しになりますから、両大臣の答弁はもうこの問題に關しては求めませんが、議事進行という意味で委員長に要請したい点があります。それは、農林大臣は再三の質疑に對してはつきりとした御答弁をなすっておられる。そのことは、法律的

に言うならば、農林省の任務、農林省の権限、これにこの法律案は抵触する、並びに水産庁の設置法による水産庁の所掌事務及び権限に抵触する、こういう形になるのであります。ところが、厚生大臣の方は、そのことに關してはわれわれが通つておつて、このまゝこの法案が通つてもよし、あるいは一部どうなつてもよし、出たとこ勝負で一つ運用の妙味を發揮しよう、こういうことなんです。こういう答弁を繰り返し聞いておつてもこれはどうにもなりません。われわれ審議の参考にもなりません。また、立法院と行政府との円滑なあり方の上からいつても、何ら指針となるものを得ることができません。従つて、委員長におかれましては、政府に對して閣議決定のこの法案に對する態度、所信をすみやかに表明せらるるような措置をとるよう政府に強く要請していただいて、われわれ閣議員にその結論をお示し願いたい。そのいかんによつてわれわれ議員としての態度をきめなければならぬと存じます。それまではこの法案に對してとやこうという私の意見まだ決定いたしません。何とぞそういうふうな委員長においてお取り扱いを願いたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) お答え申し上げます。委員長も、ただいまの質疑に對する見解が統一されてない事実を察見いたしております。国会法によりましては、当然五十七條に基いて、当委員会がこの法律案の審議の過程で政府の見解を求めなければなりません。ですから、政府としては当然その措置をとらなければならぬし、また、

この法律案を審議する委員会の立場からいたしましても、早急に政府部内の意見を統一していただかなければならぬと考えております。従いまして、この問題について当委員会として、その日程の上にこの取扱いの具体的な方途をいかに講ずるかということについては、委員長理事打合会がこの問題を取り上げて検討するつもりでございます。

○小笠原二三男君 了承。

○委員長(千葉信君) 御質疑願います。

○奥むめお君 それがきまらなければ審議ができないと小笠原委員はおっしゃっていますのですが、委員長はそれをきめになるのですか、政府の態度をわれわれが聞くことをいつおきめになるのですか。

○委員長(千葉信君) お答え申し上げます。ただいまの小笠原委員の言われましたことは、政府部内の意見を統一して、その意見を聞かなければならぬ、ということをおっしゃつておられるので、それを聞くまではこの委員会を続行することができないということを言われているのではないかと委員長は聞いております。

○小林肇平君 議事進行。私は小笠原君はそういう意見であるかもしれませんが、私はさらにそれにつけて、そういうことが決定されなければ審議ができませんから、直ちに休憩をして、政府の統一のある見解を表明していただきたいと思います。そういうことを委員長に希望します。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(千葉信君) 速記をつけて。

暫時休憩いたします。
午後五時七分休憩
(休憩後開会に至らなかつた)

昭和三十二年五月二十三日印刷

昭和三十二年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局